

官報

主要目次

Table listing various government orders and regulations with page numbers, including items like '商船管理委員会の解散及び清算に関する登記規則' and '石油製品配給規則の一部改正'.

府令

法務府令第三十四号 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)第二十二條において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第五十六條の規定に基づき、商船管理委員会の解散及び清算に関する登記規則を次のように定める。

昭和二十七年四月十八日 法務総裁 木村篤太郎

商船管理委員会の解散及び清算に関する登記規則

第一條 商船管理委員会の解散、清算人及び清算終了の登記をするには、統制団体登記簿の商船管理委員会に係る登記用紙中相当欄に登記事項及び登記の年月日を記載して登記官吏が押印しなければならない。

2 前項の登記の変更の登記をするには、当該登記用紙中変更欄の登記事項欄に登記事項及び登記の年月日を記載して登記官吏が押印しなければならない。

3 前二項の登記の更正及び消滅についても、前項と同様とする。

4 変更欄に登記をしたときは、その左側に縦線を引いて余白と区分しなければならぬ。

第二條 商業登記規則(昭和二十六年法律第百二十二号)第二十條、第二十三條から第二十五條まで及び第三十條から第四十一條までの規定は、第一條の登記に準用する。

附則 1 この府令は、公布の日から施行する。

2 統制団体登記簿は、商船管理委員会の清算終了の登記をした日から二十年間保存しなければならない。

法務府令第三十五号

連合国軍人等住宅公法施行令を廃止する政令(昭和二十七年政令第七十二号)及び同令附則第二項の規定により

府令

な効力を有する連合国軍人等住宅公法施行令(昭和二十五年政令第七十六号)第十三條において準用する非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第五十六條の規定に基づき、連合国軍人等住宅公法登記取扱手続を廃止する府令を次のように定める。

昭和二十七年四月十八日 法務総裁 木村篤太郎

連合国軍人等住宅公法登記取扱手続を廃止する府令

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 連合国軍人等住宅公法を廃止する法律(昭和二十七年法律第四十二号)附則第五項の登記は、登記用紙中予備欄にしなければならない。

3 前項の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

4 前二項の規定の適用に関しては、連合国軍人等住宅公法登記取扱手続は、なおその効力を有する。

5 登記所は、連合国軍人等住宅公法登記簿を第三項の規定により登記用紙を閉鎖した日から二十年間保存しなければならない。

附則 1 この府令は、公布の日から三十日以内の本邦の港を竹の島または鹿兒島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度までの間にある島(口の島を含む)の港に向け出港する船舶の当該航海は、石油製品配給規則第十五條第二項の外航とみなす。

総務府令、法務府令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、第三号 通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令 石油製品配給規則の一部を改正する命令を次のように制定する。 昭和二十七年四月十八日 内閣総理大臣 吉田 茂 法務総裁 木村篤太郎 大蔵大臣 池田 勇人

省令

農林省令第二十八号 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)及び水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)に基づき、農林省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。 昭和二十七年四月十八日 農林大臣 広川 弘禪

農林省組織規程の一部を改正する省令

農林省組織規程(昭和二十四年農林省令第四十七号)の一部を次のように改正する。 第三百八十一條、第三百八十一條及び第三百八十二條をそれぞれ第三百八十八條、第三百八十九條及び第三百九十條とし、第四章第二節第五款を次のように改める。 第五款 北海道さけ・ますふ化場

(内部組織) 第三百八十八條 北海道さけ・ますふ化場に左の五課を置く。 総務課 企画課 調査課 事業第一課 事業第二課 (総務課の事務) 第三百八十一條 総務課においては、左の事務をつかさどる。 一 人事及び文書に関すること。 二 場長の官印及び場印を管理すること。 三 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。 四 行政財産及び物品を管理すること。 五 庁中取締に関すること。 六 前各号に掲げるものの外、他課の所掌に属しない事務に関すること。

文部大臣 天野 貞祐 厚生大臣 吉武 恵市 農林大臣 広川 弘禪 通商産業大臣 高橋龍太郎 運輸大臣 村上 義一 郵政大臣 佐藤 栄作 電気通信大臣 佐藤 栄作 労働大臣 吉武 恵市 建設大臣 野田 卯一 石油製品配給規則の一部を改正する命令 石油製品配給規則(昭和二十四年総務府令、大蔵省令、法務府令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令、建設省令第一号)の一部を次のように改正する。 別表第六を次のように改める。 別表第六 第十五條第二項の規定による附属の島とは、本州、北海道、四国及び九州の附属の島のうち、左に掲げる島以外の島をいう。 一 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む) 二 燗燗岩の南の南方諸島(小笠原諸島、西の島及び火山列島を含む) 三 沖の島及び南島島

毎日文庫 昭和二十五年三月三十一日 第三版 郵政省印刷局印刷

343 昭和27年4月18日 金曜日 官報 第7583号

Table with columns for account type (e.g., 普通預金, 郵便貯金), amount, location (e.g., 東京銀行, 大阪銀行), and name. Includes a list of names like 丸山、田中、佐藤.

(企画課の事務) 第三百八十二條 企画課においては、左の事務をつかさどる。一 企画課の事務に関する資料の収集及び整理に関する事務。

(事業第一課の事務) 第三百八十四條 事業第一課においては、左の事務をつかさどる。一 企画課の事務に関する資料の収集及び整理に関する事務。

(事業第二課の事務) 第三百八十五條 事業第二課においては、左の事務をつかさどる。一 企画課の事務に関する資料の収集及び整理に関する事務。

附則 この省令は、公布の日から施行する。 告示 統計委員会告示第十号 昭和二十四年統計委員会告示第一号

法務府告示第九十一号 左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。 昭和二十七年四月十八日 法務総裁 木村篤太郎

Table with columns for account type, amount, location, and name. Includes names like 池田、勇人, 大蔵大臣.

Table with columns for account type, amount, location, and name. Includes names like 丸山、田中、佐藤.

横田大蔵

Table of government appointments and administrative changes. Columns include position titles (e.g., 文部事務官, 地方事務官), names, and specific details of the appointments or transfers.

運輸省告示第百二十二号
倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)
第十一條ノ二の規定により、倉庫証券
發行許可に基き、権利義務の承継を次の
ように認可した。



なお、郵政發行の郵便葉書(旧
料金のものは、現行料金の額に相当
する額以上の郵便切手をはつたものに
限る。及び記念の目的ではつた五円
以上の郵便切手に対し、消印のものと
めに認める。
四、形式
次のとおりとする。

昭 和 二 十 七 年 四 月 十 日 農 林 省
告示第一号(昭和二十六年産安定本部
告示及び小麦の政府買入価格改定の
件)前文二行(次のように改正する。は
次のように改正する。)の誤植
○衆議院
法律公布案上及通知 四月十六日次
の法律の公布を奏上し、その旨衆議院
に通知した。

議事日程 四月十七日の議事日程
議事日程 第三十一号
昭和二十七年四月十七日(木曜日)
午後一時開議
第一 日本國とアメリカ合衆國との
間の安全保障條約第三條に基
き行政協定の実施に伴う電報電
話料金法等の特例に関する法律
案(内閣提出)

第七 平和條約の実施に伴う刑事
判決の再審査等に関する法律案
(内閣提出)
○参議院
議事日程 四月十七日の議事日程は
左の通り。
議事日程 第三十号
昭和二十七年四月十七日(木曜日)
午前七時開議
第一 住民登録法施行法案(衆議
院提出) (委員長報告)

様式第九 審査請求書不備修正書

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記のとおり修正しましたので、左記のとおり修正します。

一、-----
二、-----

年 月 日 請求者氏名

公正審査会御中

様式第十 合同審査請求書

請求者(元)官職氏名 外 〇 名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分(等)に対する各審査請求書について、合同審査を請求します。

年 月 日 請求者氏名
(註) 請求者連署のこと。

公正審査会御中

様式第十一 代表者選定承認願

請求者(元)官職氏名 外 〇 名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分(等)に対する合同審査請求書の代表者として、請求者何某を選定したので、承認をお願いします。

年 月 日 請求者氏名
(註) 別紙委任状を添付します。

公正審査会御中

註 委任状については、様式第五参照のこと。

様式第十二 審査請求取下承認願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、委員何某は、左記の事由によつて審査の公正を妨げるものと認めますので、これを忌避します。なお、この事由を立証するため証拠として〇〇及び〇〇を添付します。

一、-----
二、-----

年 月 日 請求者氏名

公正審査会御中

様式第十三 委員忌避申立書

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、委員何某は、左記の事由によつて審査の公正を妨げるものと認めますので、これを忌避します。なお、この事由を立証するため証拠として〇〇及び〇〇を添付します。

一、-----
二、-----

年 月 日 請求者(代理人)氏名

公正審査会御中

様式第十四 弁済書(答弁書、再答弁書)

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書に関する弁済書(答弁書、再答弁書)提出要求書を昭和〇年〇月〇日受領しましたので、左記のとおり弁済(答弁)します。

年 月 日 請求者(代理人)氏名

公正審査会御中

註 具体的詳細に記載し、主張事実を裏付ける証拠を記載し、証拠資料を添付のこと。

様式第十五 審査期日変更申請書

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、審査日時を昭和〇年〇月〇日(午前〇時)より指定されましたが、同日は請求者(処分者、代理人)ともに左記事由によつて審査に出席できませんので、審査期日を昭和〇年〇月〇日(以降)に変更して下さい。

年 月 日 請求者(処分者、代理人)氏名

公正審査会御中

様式第十六 審査手続変更請求書

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、書面審査(口頭審査)を請求します。

年 月 日 請求者(代理人)氏名

公正審査会御中

様式第十七 証拠調申請書

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記証拠物の取調を申請します。

(左記証人の呼出を申請します。)

一、証拠の表示(又は証人の職業又は官職及び氏名)
二、証拠の所在(又は証人の住所)
三、証明しようとする事項(又は証言を求めようとする事項)

年 月 日 請求者(処分者、代理人)氏名

公正審査会御中

様式第一 代理人選任願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記の者を代理人に選任しましたから、なお、別紙委任状を添付します。

年 月 日 処分者氏名

公正審査会御中

註 委任状については、様式第五参照のこと。

様式第二 代理者解任願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記の者を代理人に選任しましたが、昭和〇年〇月〇日これを解任しましたから、お届けします。

年 月 日 処分者氏名

公正審査会御中

様式第三 代理人選任承認願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記の者を代理人に選任したので、承認をお願いします。

年 月 日 請求者(処分者)氏名

公正審査会御中

註 委任状については、様式第五参照のこと。

様式第四 代理人解任承認願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、左記の者を代理人に選任しましたが、都合により解任したいので、承認をお願いします。

年 月 日 請求者(処分者)氏名

公正審査会御中

様式第五 委任状

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書について、代理者(代理人、代表者)としての権限を左記の者に委任します。

年 月 日 請求者(処分者)氏名

公正審査会御中

様式第六 住所変更願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書の請求者(処分者、代理人)は、左記のとおり住所を移転しましたから、お届けします。

年 月 日 請求者(処分者)氏名

公正審査会御中

様式第七 処分者変更願

請求者(元)官職氏名
処分者 官職氏名

右当事者間の昭和〇年〇月〇日付〇〇処分に対する審査請求書の処分者〇〇(官職何某の後任として、昭和〇年〇月〇日私が任命されましたから、お届けします。

年 月 日 新処分者官職氏名

公正審査会御中

様式第八 審査請求書

警察予備隊の公正審査会に関する総理府令第七條第一項の規定に基づき、左記のとおり審査を請求します。

なお別紙処分説明書の写を添付します。

一、処分を受けた者の氏名、認識番号、生年月日、現在の官職及び勤務場所
(註) 現在の官職等は現に職員である場合のみ、認識番号は警察官のみ記載のこと。
二、処分を受けた当時の官職及び勤務場所
(註) 処分により又は処分を受けた後において、離職し又はその官職若しくは勤務場所に変更のあつた場合のみ記載のこと。
三、処分者の官職及び氏名
四、処分の性質(例 懲戒免職処分、分限の総理府令第三條による降任等)
五、処分の年月日
六、処分に対する不服の事由
(註) 具体的詳細に記載し、長文にわたるときは「別紙(註)の通り」と本項に書いて別紙に記載添付して下さい。
七、口頭審査希望の有無
八、代理人の氏名、住所及び職業(又は官職)
(註) 選任する場合のみ記載のこと。この場合は、委任状(様式第五)を添付のこと。
九、請求者 住所 氏名

警察予備隊本部長官殿
請求者 氏名

註 処分説明書とは、懲戒処分官告書等をいう。処分説明書が無い場合は、特別命令の相当事項の写をもつてかえることができる。

355 昭27年4月18日 金曜日 官報 第7583号

Table with multiple columns containing names, addresses, and dates. Includes sections for '口述' (oral statements) and '判例' (precedents).

昭27年4月18日 金曜日 官報 第7583号 354

Form 18: 証人出席申請書 (Witness Appearance Application). Includes fields for applicant name, address, and date.

Form 19: 宣誓書 (Affidavit). Includes a section for '宣誓' (swearing) and '口述' (oral statement).

Table with columns for names, addresses, and dates. Includes a section for '判例' (precedents) and '失効になつた外国人登録証明書' (Expired Foreign Resident Registration Certificate).

357 昭和27年4月18日 金曜日 官 報 第7583号

Table with columns for date, newspaper, and various names and numbers. Includes text like '大阪府東成区' and '大阪市東区'.

昭和27年4月18日 金曜日 官 報 第7583号 356

Table with columns for date, newspaper, and various names and numbers. Includes text like '大阪府東成区' and '大阪市東区'.

359 昭和27年4月18日 金曜日

官報

第7583号

Table of book recommendations from the Central Children's Welfare Council. Columns include grade level (e.g., 小学初級, 小学上級), author (e.g., 宇佐郡, 別府市), publisher (e.g., 岩波書店, 新潮社), and title (e.g., 一年生の童話, 私達の作文).

昭和27年4月18日 金曜日 官報 第7583号 358

Table of book recommendations from the Central Children's Welfare Council. Columns include grade level (e.g., 小学初級, 小学上級), author (e.g., 宇佐郡, 別府市), publisher (e.g., 岩波書店, 新潮社), and title (e.g., 一年生の童話, 私達の作文).

Table with columns: 記 名, 事 案 の 要 旨, 審 判 の 期 日, 審 判 の 場 所. Contains case details for '電力株式会社' and '電力株式会社'.

文部省公告
○著作年月日登録
○著作物の表示
○著作権者
○著者
○著作年月日

裁判所公告
○公示催告
○公示催告
○公示催告
○公示催告

○公示催告
○公示催告
○公示催告
○公示催告

Table with columns: 品名, 数量, 単価, 合計. Lists various electrical components like '乾電池', '電圧調整器'.

○日本国鉄道公示第 140 号
○日本国鉄道公示第 139 号
○日本国鉄道公示第 138 号

○日本国鉄道公示第 137 号
○日本国鉄道公示第 136 号
○日本国鉄道公示第 135 号

○日本国鉄道公示第 134 号
○日本国鉄道公示第 133 号
○日本国鉄道公示第 132 号

○日本国鉄道公示第 131 号
○日本国鉄道公示第 130 号
○日本国鉄道公示第 129 号

合併公告
左記両会社は昭和二十七年四月五日開催の各株主総会に於て、甲会社は乙会社を合併してその権利義務一切を承継して存続し、乙会社は解散すること

和解公告(第一回)
当会社は昭和二十七年二月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有する方

EXCHANGE FOREIGN BANK



大和銀行

信用状の発行... 輸出手形の買取... 海外への送金...

本店・堂島・船場・平野町・久太郎町 東京・日本橋・銀座・丸の内・麹町・有楽町 横浜・名古屋・京都・神戸・三宮

昭和二十七年四月十日
東京目黒区清水町四一五番地
(甲) 馬場硝子株式会社
(乙) 株式会社馬場アンブル製作所

昭和二十七年四月十八日
東京中央区日本橋兜町一の一三
野産業株式会社
清算人 中川 孝三

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内にお申出のないときは清算より除斥致します。

債権申出公告(第一回)
当会社は昭和二十六年十二月二十七日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内にその債権のお申出相成度若し右期

間にお申出がないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年四月十八日
東京目黒区代々木富ヶ谷町一四四三番地
東京合成樹脂工業株式会社
代表清算人 入沢武右門

合併異議申述公告
昭和二十七年四月七日開催の左記会社の各株主総会に於て柏原油脂工業株式会社が柏原製油株式会社を合併しその権利義務を承継し柏原製油株式会社は解散することの決議をいたしましたから本合併に対し異議ある債権者は昭和二十七年六月二十日迄に關係会社とその旨申述相成度公告致します。
昭和二十七年四月十日
大阪府中河内郡柏原町市村番外四番屋敷
柏原油脂工業株式会社
大阪府中河内郡柏原町市村番外四番屋敷
柏原製油株式会社

公告
本籍 大阪市北区南森町二十九番地の一
最後の住所 吹田市大字垂水二百五十三番地
被相続人 亡 車戸まどか
右者の相続人のあることが明らかにならなかつたので一切の相続債権者及受遺者は本公告の日から二月以内にその債権を申出下さい。若し右期間内に申出がないときはその債権は弁済より除斥されます。
昭和二十七年四月十五日
大阪市西区江戸堀上通二丁目二十五番地日本海上ビル三階
相続財産管理人 高川 毅

相続債権申出公告
本籍 東京都墨田区既橋三の十九
被相続人 亡 淵岡 長
右の者に係る相続財産に付権利(受遺者債権者)を有する者は本公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出なきときは其の権利は清算より除斥致します。
昭和二十七年四月十六日
茨城県新治郡石岡町
右相続財産管理人 君山 長

株式名義書換停止公告
来る四月十二日より第十一回定期株主総会終結の日迄株式の名義書換質権の登録及其の抹消又は信託財産の表示及其の抹消を停止致します。
昭和二十七年四月十二日
大阪府西成区梅通九丁目三番地
大阪西成運送株式会社

受取人サフラン化粧料本舗
約束手形金額八万四千六百七十八円也。振出地 形川崎市 振出人株式会社小沢大二商店
支払期日昭和二十七年六月十三日
受取人 支払場所千代田銀行中原支店
支払金額十万円 振出地 東京 振出人石田十蔵 支払期日昭和二十七年六月五日 支払場所大阪銀行新宿支店 受取人サフラン化粧料本舗
為替手形金額十万円也。振出地 京都 振出人石田十蔵 支払期日昭和二十七年六月五日 支払場所大阪銀行新宿支店 受取人サフラン化粧料本舗
右約束手形並に為替手形紛失致しましたので爾後無効と致します。
昭和二十七年四月十一日
サフラン化粧料本舗

時の法令解説
中小企業等協同組合の解説
計量関係の法令を統一
行政機構の改革本ざまり
時の経済
酒の経済
妻の恋愛覚え書
湯浅芳子
婚姻の届出無効と取消
片山義雄
刑法の話題
罪 植松 正
講和記念特集号
独立後の憲法、治安立法等特待望の記事掲載
A5判64頁 定価30円
送料4円
印刷 印刷 発行

定価 一月 二百四十円 三月 七百二十円 半年 一千二百六十円 一年 二千四百円
発行所 東京目黒区市谷本町一五
電話九段(33)三三三三
電話東京一九〇〇〇〇